

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第1節 基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけられています。

本計画は、男女共同参画社会基本法を踏まえ、全ての人が個人として人権を尊重され、それぞれが個性と持てる能力を発揮し、自らの意思であらゆる分野の活動に参画でき、さらに人権を侵害するあらゆる暴力が根絶される社会のなか、個人個人が希望するライフスタイル<sup>※1</sup>で、その人らしくいきいきと活躍できる、男女共同参画社会の実現を市・市民・事業者等が協働で目指し、以下の基本理念を掲げます。

### 第5次基本理念

人権が尊重され  
ひと ひと  
女と男が輝けるまち さやま

<sup>ひと ひと</sup>  
◇「女と男」という表記は、女性も男性も性別にとらわれず、人として認め合うことを表しています。

## 第2節 基本方針

この基本理念に基づき、基本方針を次のように定めます。

- 基本方針Ⅰ 「互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成」
- 基本方針Ⅱ 「あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備」
- 基本方針Ⅲ 「安全・安心に暮らせる生活環境の構築」
- 基本方針Ⅳ 「男女間のあらゆる暴力の根絶」

※1 ライフスタイル  
生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方を指します。

## 基本方針Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成

固定的な性別役割分担意識が残っていることから、市民一人一人が意識を見直すことができるよう広報・啓発活動を行います。男女共同参画社会を実現するためには、家庭・学校・地域・職場を通して、人権教育や男女の相互理解について学び、男女共同参画の意識と理解を深めていくことが重要です。

また、性の多様性への理解や、メディア<sup>※1</sup>における性別に基づく固定概念にとらわれた表現、女性の性的な側面のみを強調したものなど、女性の人権に対する配慮を欠いた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。

国際化については、年々増加傾向にある外国人市民との交流を促進し、相互理解を図るとともに、外国人市民が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

## 基本方針Ⅱ あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備

少子・高齢化の進行と人生100年時代の到来に伴い、性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれます。

多種多様なライフスタイルをもつ個人の生き方に合わせて、子育て、介護等に追われる人生の各段階におけるニーズにも対応して、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>の実現に向けた取り組みや、様々な理由で一旦就業を中断した女性が、再び職場で活躍できるための支援を推進します。

## 基本方針Ⅲ 安全・安心に暮らせる生活環境の構築

性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合うことが必要であり、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりの推進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体にも大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方や様々な困難を抱えている人に、より深刻な状況をもたらしており、市民一人一人に寄り添った自立支援・経済的支援を行います。

あらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かなまちを実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要で

※1 メディア

情報伝達、記憶・保管する媒体全般（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・SNS等）を表します。

※2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくることです。

す。特に、男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災体制づくりを推進します。

#### 基本方針Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶

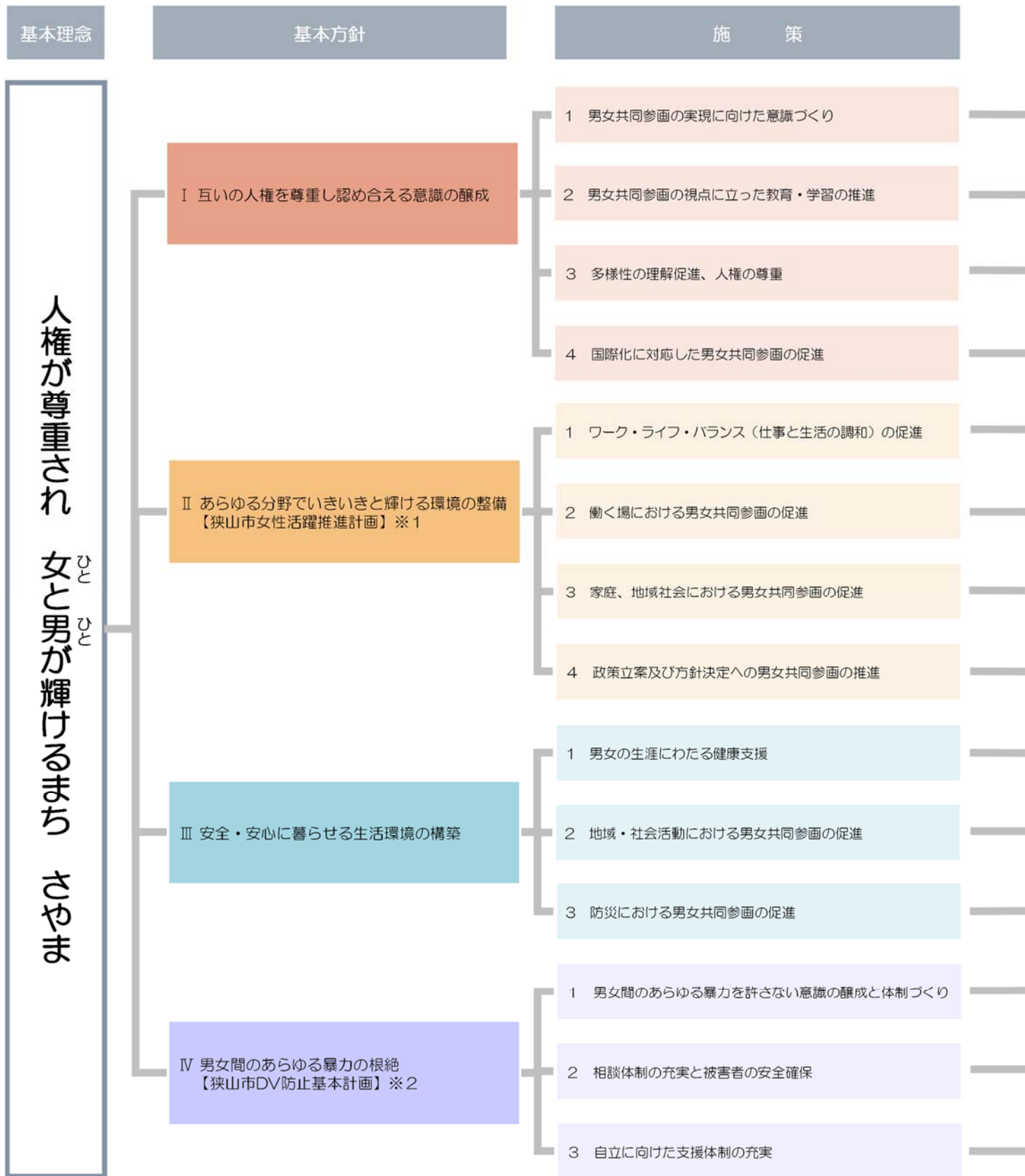
DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント<sup>※1</sup>）などは重大な人権侵害であり、どんな場合であっても男女を問わず決して許されるものではありません。

近年、SNSなどインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層への被害拡大も見られます。これら、被害の相談の中には相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子供への虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、市役所内関係課・関係機関等との連携を強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。

<sup>※1</sup> セクシュアル・ハラスメント（略称セクハラ）

性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行うとセクハラに該当します。セクハラには、性的な要求を拒否したことを理由に、評価や処遇面で不利益を与える対価型のセクハラだけでなく、わいせつな言動を繰り返したり、職場でアダルトサイトを閲覧するなど、職場環境を不快なものにする環境型のセクハラがあります。男女雇用機会均等法では、事業主に対し、セクハラを防止するための配慮義務が課せられています。

### 第3節 施策体系



※1 国が定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に相当するものです。  
 ※2 国が定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の第3項に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。

施策の具体的な内容

SDGsとの関係

- ①男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- ②家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進
- ③男女共同参画に関する情報収集と提供

- ①男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進と充実
- ②教育関係者の意識啓発の推進と充実
- ③生涯学習における男女平等教育の推進と充実

- ①性的少数者（LGBTQ等）に配慮した男女共同参画の理解と尊重
- ②メディアにおける人権の尊重

- ①国際理解のための情報収集と提供
- ②外国人市民への支援体制の充実
- ③国際理解のための教育と地域活動の促進

- ①ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進
- ②多様なライフスタイルに対応した環境づくり

- ①男女の雇用機会における平等の促進
- ②女性が能力を発揮できる環境づくり
- ③多様な働き方への支援
- ④家族経営・小規模事業所等への意識啓発の推進

- ①家庭生活における男女共同参画の促進
- ②地域社会における男女共同参画の促進

- ①審議会等への女性の登用の推進
- ②女性人材の発掘・育成
- ③職員の意識改革及び職場環境の整備

- ①健康的な生活を送るための意識・健康づくりの促進
- ②性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解と尊重

- ①協働のまちづくりの推進
- ②地域・社会活動団体への支援
- ③世代の特性に応じた地域参加・活動への支援の推進
- ④困難を抱えた女性等が地域で安心して暮らせる環境の整備

- ①地域の防災分野における男女共同参画の推進

- ①男女間のあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発活動の推進
- ②各種ハラスメントの防止に向けた教育・啓発活動の推進

- ①DV相談体制の充実と機能強化
- ②被害者の安全確保の充実
- ③関係機関との連携強化と防犯情報の提供

- ①被害者の自立に向けた支援体制の充実



